

特任教授の選考に関する特例規程の一部改正について

改正理由：特任教授等に関する規程に、特任助教授及び特任講師についても規定したことにより、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<u>特任教授等の選考に関する特例規程</u> (趣旨) 第1条 この規程は、<u>本学における特別な任務若しくは教育研究（以下「任務等」という。）</u>に資するため、小学校、中学校、高等学校等の教育・行政に造詣が深く、又は優れた識見を有する者を雇用する場合の選考について定めるものとする。 (選考) 第2条 前条に定める者を雇用する場合は、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）にかかわらず、役員会の議を経て、学長が雇用できるものとする。 <u>2 前項により雇用されたことのある者を、選考された職と同一の職及び任務等で雇用するときは、役員会の審議を省略し、学長が雇用できるものとする。</u> (選考結果報告) 第3条 前条に基づき雇用した場合は、教育研究評議会に報告するものとする。 (特任教授等) 第4条 第2条により雇用された者は、<u>東京学芸大学特任教授等に関する規程</u>（平成16年規程第48号）により、<u>特任教授等</u>を称することができるものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成18年2月2日から施行する。</u>	<u>特任教授の選考に関する特例規程</u> (趣旨) 第1条 この規程は、<u>本学における教育実習関係の円滑化など特別な任務若しくは教育研究に資するため、小学校、中学校、高等学校等の教育・行政に造詣が深く、又は優れた識見を有する者を雇用する場合の選考について定めるものとする。</u> (選考) 第2条 前条に定める者を雇用する場合は、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）にかかわらず、役員会の議を経て、学長が雇用できるものとする。 (選考結果報告) 第3条 前条に基づき雇用した場合は、教育研究評議会に報告するものとする。 (特任教授) 第4条 第2条により雇用された者は、<u>東京学芸大学特任教授に関する規程</u>（平成16年規程第48号）により、<u>特任教授</u>を称することができるものとする。 〔省略〕